



# 令和6年度 山形県職員 受験案内

6

## 山形県職員選考試験（埋蔵文化財保護業務に従事する職員）

令和6年10月2日

山形県総務部人事課

【第1次試験日】令和6年11月17日(日)

【申込受付期間】令和6年10月2日(水) 午前9時～令和6年11月7日(木)午後5時15分  
(申込受付期間内に山形県が受信したものに限り有効)

受験申込はインターネットによる申込みとし、山形県及び県内市町村の電子申請のホームページ「やまがたe申請」(3ページの「10 受験手続」をご覧ください。)から受け付けます。

インターネットによる申込みができない特段の事情がある方は、10月25日(金)午後5時までに4ページの間合せ先にお問い合わせください。

不測の事態の場合、試験日時、試験場などを変更する可能性があります。その際は、山形県職員採用案内ホームページ等でお知らせします。

### 1 試験区分・採用予定人員・職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
埋蔵文化財保護業務に従事する職員	若干名	知事部局の各機関に勤務し、文化財保護法に基づく埋蔵文化財保護業務など主として埋蔵文化財の調査研究業務や保護・普及啓発に係る行政事務に従事します。

※ 具体的な職務内容等は、山形県職員採用ホームページ(アドレスは4ページに記載)をご覧ください。

※ 採用予定人員については、現時点での予定であり、今後変更になることがあります。

※ 受験申込は、山形県職員採用試験(大学卒業程度)＜再募集＞、山形県職員選考試験の試験区分から1試験区分に限ります。

### 2 受験資格

試験区分	年齢	資格
埋蔵文化財保護業務に従事する職員	昭和60年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者	学校教育法による大学(短期大学を除く。)又は大学院において、考古学若しくは歴史学に関する課程を専修して卒業若しくは修了した者又は令和7年3月31日までに卒業若しくは修了見込みの者

※ 次のいずれかに該当する者は受験できません。

(1) 日本の国籍を有しない者

(2) 地方公務員法第16条に該当する者

・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

・山形県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 3 試験の日時・試験種目・試験地

試験日	試験	試験時間	試験種目	試験地
11月17日(日) 開 場 : 8 : 00 着席時刻 : 8 : 30	第1次	8 : 30～16 : 15	教養試験(多肢選択式)	山形県庁 (山形市)
			専門試験(記述式)	
			人物試験(適性検査)	
12月7日(土)又は 8日(日)のうち 指定する1日(予定)	第2次	第1次試験合格者のみに通知します。	実技試験	山形県庁 (山形市)
			人物試験(個別面接)	

※ 人物試験(適性検査)は第2次試験種目ですが、令和6年11月17日(日)の第1次試験日に実施します。

※ 実技試験及び人物試験(個別面接)については、試験の申込状況により12月9日(月)以降になる場合があります。

#### 4 合格者発表

試験	日時	内容
第1次	11月28日(木) 15:00	合格者の試験区分及び受験番号を山形県職員採用案内ホームページに掲載して発表するほか、合格者には書面で合否を通知します。
第2次	12月中旬(予定)	合格者の試験区分及び受験番号を山形県職員採用案内ホームページに掲載して発表するほか、第2次試験受験者全員に書面で合否を通知します。

※ 山形県職員採用ホームページのアドレスは4ページに記載しています。

#### 5 試験内容

試験	試験種目	内容
第1次	教養試験 (多肢選択式)	一般的な知識及び知能について、大学卒業程度の筆記試験 (題数40題、時間120分)
	専門試験 (記述式)	考古学に関する専門的な知識についての記述式による筆記試験 (題数15題、時間120分)
第2次	実技試験	遺物(須恵器坏)の実測図作成による実技試験
	人物試験	口述による個別面接及び適性検査

#### 6 各試験種目の配点

第1次試験合格者は、第1次試験の試験種目についての結果に基づき決定します。最終合格者は、第2次試験の試験種目についての結果に基づき決定します。なお、第1次試験及び第2次試験の各試験種目には合格基準があり、1つでも基準に達しないものがある場合には不合格となります。

第1次試験			第2次試験		
教養試験	専門試験	合計	実技試験	個別面接	合計
100点	150点	250点	150点	400点	550点

#### 7 試験結果の提供

この試験の結果については、下記のとおり口頭で提供を求めることができます(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第69条第2項第1号の規定による本人への提供)。

提供の求めを行う場合は、受験者本人が受験票(控)及び本人であることを証明する書類(運転免許証、学生証、旅券等)を持参のうえ、下記提供場所に直接おいでください。電話、はがき等による提供の求めはできません。

提供を求めることができる人	提供内容	提供を行う期間	提供場所
第1次試験 不合格者	・総合得点、総合順位及び試験種目別得点	令和6年11月28日(木)～ 同年12月27日(金)	山形県総務部 人事課
第2次試験 受験者	・第1次試験の総合得点、総合順位及び試験種目別得点 ・第2次試験の総合得点及び総合順位	最終合格者発表日から1か月間 ※ 具体的な日時はホームページ でお知らせします。	

※ 受付は上記提供期間(閉庁日(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日)を除く)の午前8時30分(合格者発表日のみ合格者発表後)から午後5時15分までです。

## 8 最終合格から採用まで

- ① 採用時は原則として令和7年4月1日です。最終合格者は、人事委員会の選考を経て任命権者が採用を決定します。
- ② 合格しても採用見込数及び欠員数等の関係から採用されないことがあります（山形県では、過去10年間、最終合格者は辞退者を除き全員採用されています。）。


## 9 給与

給与は、職員の給与に関する条例、規則等に基づいて支給されます。また、下記の初任給は、令和6年4月1日現在で適用されている給料表によるもので、人事委員会勧告に基づいて改定されることがあります（この初任給は、各人の学歴その他の経歴又は職務内容により多少異なることがあります。）。

初任給
199,100 円

※ このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、寒冷地手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当がそれぞれ支給要件に応じて支給されます。

## 10 受験手続

受付期間	<p>令和6年10月2日(水)午前9時～令和6年11月7日(木)午後5時15分</p> <p>※ 申込受付期間内に山形県が受信したものに限り有効です。</p> <p>※ 受付終了直前はシステムが混み合うおそれがあるため、余裕を持って申し込んでください。</p> <p>※ 使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。</p> <p>※ 申込受理後の試験区分の変更はできません。</p>
申込方法	<p>山形県及び県内市町村の電子申請のホームページ「やまがた e 申請」  <a href="https://www.pref.yamagata.jp/020051/kensei/online_ymg/shinseitodokede/e-tetsuzuki99/index.html">https://www.pref.yamagata.jp/020051/kensei/online_ymg/shinseitodokede/e-tetsuzuki99/index.html</a>          から、インターネットにより申し込んでください。</p> <p>下記ホームページ内に掲載している「山形県職員採用試験インターネット申込手続ガイド」にて手続方法や注意事項等を必ずご確認ください。同ガイドにしたがってお申し込みください。同ガイドに記載されたとおりに申込手続を行わなかった場合の事故については責任を負いません。</p> <p>正常に申込みが完了すると、申込みの際に登録したメールアドレスに申込完了通知メールが送信されます。受信が確認できなかった場合は、すみやかに4ページ記載の問合せ先までご連絡ください。</p> <p>「山形県ホームページ」(<a href="https://www.pref.yamagata.jp/">https://www.pref.yamagata.jp/</a>)          ⇒ 資格・試験・採用 ⇒ 山形県職員採用案内 ⇒ やまがた e 申請による受験申込はこちら</p>  <p>※ 受験申込の入力事項等が受験申込の要件を満たしていない場合は、受験申込は受理しません。</p> <p>※ インターネットによる申込みができない特段の事情がある方は、10月25日(金)午後5時までに4ページ記載の問合せ先にお問い合わせください。</p>
受験票交付	<p>受験申込を受理した場合、11月12日(火)頃に受験票・受験票(控)を発行します。「やまがた e 申請」ホームページからダウンロードし、印刷(A4横)してください。11月14日(木)までに発行されない場合は、4ページ記載の問合せ先までご連絡ください。</p> <p>※ 受験票の発行を知らせるメールが送信されますので、必ずご確認ください。</p> <p>※ 受験票・受験票(控)について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 交付された受験票・受験票(控)の記載内容に誤りがないか確認し、第1次試験日前6か月以内に撮影した本人の写真(縦4cm×横3cm、上半身・脱帽・正面向き)を受験票の写真欄に貼り、撮影年月を記入し、受験票(控)と切り離したうえで、第1次試験当日、受験票及び受験票(控)を試験場に必ずお持ちください。</li> <li>② 受験票は試験場で回収します。</li> <li>③ 受験票(控)の注意事項をよく読んでおいてください。</li> </ol>

## 受験申込先及び問合せ先

山形県総務部人事課

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号 県庁5階  
【電話】(023)630-2126

### ◎山形県職員採用案内ホームページ

(<https://www.pref.yamagata.jp/930001/kensei/recruit/saiyoujouhou/kennoshokuin/saiyosikentop/index.html>)

※ 災害の発生等やむを得ない事情により試験日時、試験場などを変更する場合には、上記ホームページでお知らせします。



### 【試験会場略図】 山形県庁

(山形市松波二丁目8番1号)

- ※ 試験室等は当日会場等で確認してください。
- ※ 構内駐車場が利用できます。

